

山梨県公報

第二千九十九号

平成二十二年

十一月十八日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定(八件).....	六六五
家畜伝染病の発生.....	六六七
家畜等の移動を禁止する区域の指定.....	六六八
道路の区域変更(二件).....	六六八
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	六六九
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	六六九
公 告	
落札者の決定について.....	六七一
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	六七一
公安委員会	
指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出.....	六七一

告示

山梨県告示第三百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町南部字矢崎一九八四、一九八五、一九八六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字矢崎一九八四・一九八五(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)、字矢崎一九八六の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大城字蔵平一五六八・一五七九(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)、大城字蔵平一五五二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字蔵平一五七九(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸三八七三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町高下字割本間一〇二〇、一〇三〇、一一三五、字北川一一三九の

一、一一六二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字割本間一〇二〇・一〇三〇・一一三五・字北川一一三九の二・一一六二の二

（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南アルプス市芦安戸倉字イナコ二二六、字力二堀七四〇、字トノ屋舗八九〇、八九一、字久保一一三五、一一三六、一一三七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字イナコ二二六・字力二堀七四〇・字トノ屋舗八九〇・八九一・字久保一一三五・一一三六・一一三七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南アルプス市芦安芦倉字新倉二四四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新倉二四四の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

大月市脈岡町浅利字平石八八三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平石八八三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

都留市境字佐渡林一八一七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	一	北杜市須玉町下津金	平成二十二年十月十四日

山梨県告示第三百五十号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

北杜市須玉町上津金（日向矢窪、二本木平、法り小森、反田、宮ノ西、山ノ上、雀久保、信行寺、寺入、中田、大和田、沢入、大和久保、矢倉、川手、相ノ原及び原ノ前）、北杜市須玉町下津金（松尾、山の神、戌亥道、七子下、名ぞ入、御屋敷、和田、下原、山木、原ノ前、下相ノ原、一ツ屋、和入、御所前、上相ノ原、上川手、中川手、中田、下川手、下川原、栃久保及び中瀬）、北杜市須玉町江草（大平、越道及び三山口）、北杜市高根町山北割（社口、古城跡及び旭山）、北杜市高根町堤（城平、鶴雁及び中尾）、北杜市高根町村山東割（糶久保、矢捨、陣ノ下、棚尻、上川手、中川手、道満及び熱那）、北杜市高根町長澤（机山、兔平、西荒畑、榎木前、大川田、川平、一の坂、笹久保、桃木入及び小林）及び北杜市高根町箕輪新町（東浦、道満、細久保、宮東、宮の前、中町、西浦、宮ノ上、東上木戸、西上木戸、上橋場、西上の原、下一本木、大石久保、上一本木及び城の越）

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成二十二年十月十五日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならぬ

い。

山梨県告示第三百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年十二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 国道

二 路線名 一三七号

三 道路の区域

区	間		
	旧別の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南都留郡富士河口湖町船津字中村四〇三七番の一地先から南都留郡富士河口湖町浅川字一三〇八番の一地先まで	新	九・五、 一九・〇	二二八・〇
	旧	九・〇、 一四・〇	二二八・〇

山梨県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状・西関東道路建設事務所において、この告示の日から平成二十二年十二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 葦崎南アルプス中央線

三 道路の区域

区	間		
	旧別の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）

中央市成島字町東一六五一番の一地先から 中央市成島字町東一六五一番の一地先まで	
新	旧
四三・二丁 五五・〇	四三・二丁 六九・〇
九・六	九・六

山梨県告示第三百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、
山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横内 正明

根ノ上	急傾斜地崩 壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号十二号ま での標柱を順次結んだ線及び標柱番号十二号と標柱番号一號の標柱を 結んだ線に囲まれた区域
一	標柱番号	同
二	郡	西八代郡
三	市	市川三
四	町村	郷町
五	大字	市川大門
六	字	根之上
七	地	番
八	同	同
九	同	同
十	同	同
十一	同	同
十二	同	同

山梨県告示第三百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律 第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定 により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備 部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。	
平成二十二年十一月十八日	山梨県知事 横内 正明
一 土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域の表示 （図面省略）
笛吹市	土砂災害警戒 区域の名称
市町村名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
十郎の1	急傾斜地の崩壊
十郎の2	急傾斜地の崩壊
十郎の3	急傾斜地の崩壊
十郎の4	急傾斜地の崩壊
十郎の5	急傾斜地の崩壊
戸倉の1	急傾斜地の崩壊
戸倉の2	急傾斜地の崩壊
戸倉の3	急傾斜地の崩壊
新田の1	急傾斜地の崩壊
新田の2	急傾斜地の崩壊
藤野木の3	急傾斜地の崩壊
東新居	急傾斜地の崩壊
石の1	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

笛吹市				市町村名											
十郎の4	十郎の3	十郎の2	十郎の1	土砂災害特別警戒区域の名称	鶯宿入沢の2	鶯宿入沢の1	官林	釜戸	崩山	石の7	石の6	石の5	石の4	石の3	石の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
				土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項											
				次の図のとおり (図面省略)											

鶯宿入沢の1	官林	釜戸	崩山	石の7	石の6	石の5	石の4	石の3	石の2	石の1	東新居	藤野木の3	新田の2	新田の1	戸倉の3	戸倉の2	戸倉の1	十郎の5
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

県議会議事堂仮設庁舎等の賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部管財課庁舎整備担当 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十二年十月五日

四 落札者の氏名及び住所

大和リース株式会社山梨営業所 山梨県甲府市国母八丁目二十一番一号

五 落札金額

二千三百四十一万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十二年八月二十三日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十二年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条新田字村北七四二の一、七四二の三、七四二の四、七四四の一及び七四四の三の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路、水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条新田五百六十一番地 福島 友善

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百十七号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社協同社山梨中央自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十八日

山梨県公安委員会
委員長 櫻 井 洋

- 一 変更後の代表者の氏名 佐久間 直樹
- 二 変更年月日 平成二十二年十月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番